

株式会社 LCJ
居宅介護支援事業所三条大宮
ヘルパーステーション三条大宮

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

1. 総則

本法人及び事業所は、居宅内及び利用者の居住地において、感染症が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずるための体制を整備することを目的に、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、生活者の安全確保を図ることとする。

2. 体制

(1) 感染症防止委員会の設置

※法人内各事業所と合同で設置する。

① 目的

居宅内及び利用者の居住地において感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する「感染症防止委員会」を設置する。

② 感染症防止委員会の構成

感染症防止委員会は、次に掲げる者で構成する。

※委員長及び副委員長を1名ずつ選出する。

(ア) 代表取締役（法人全体の管理責任者。委員長を務める）

(イ) 介護支援専門員（計画立案）

(ウ) 看護師（医療・看護面の管理） ※感染対策担当者

(エ) 介護職員（日常的なケアの現場の管理）

(オ) 事務長（事務及び関係機関との連携）

(カ) その他委員長が必要と認める者（法人外の専門家等）

※ 感染対策担当者

委員長は看護職員の中から1名の専任の感染対策担当者を指名する。

感染対策担当者は、施設内の感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための具体的な原案を作成し、感染対策委員会に提案する。

なお、感染対策担当者は看護業務との兼務を可とする。

委員会及び研修をすることで、感染症対策に関する協力と情報交換を密接に行う。
感染対策担当委員は、居宅事業所内及び利用者の感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための具体的な原案を作成し、感染症防止委員会に提案する。

③ 感染症防止委員会の業務

感染症防止委員会は、委員長の召集により感染症防止委員会を定例開催（６ヶ月/１回）のほか、必要に応じて開催し、「感染症及び食中毒の予防」と「感染症発生時の対応」のほか、次に掲げる事項について審議する。

- ア 感染症対策の立案
- イ 指針・マニュアル等の作成
- ウ 感染対策に関する、職員研修の企画及び実施
- エ 利用者の感染症の既往の把握
- オ 利用者・職員の健康状態の把握
- カ 感染症発生時の対応と報告
- キ 感染症対策実施状況の把握と評価

（２）職員研修の実施

居宅の職員に対し、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を目的とした「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修」を感染症防止委員会の企画により、以下の通り実施する。

① 新規採用者に対する研修

新任研修において感染対策の基礎に関する教育を行う。

② 定期的研修

感染対策に関する定期的な研修を年１回（１回以上）実施する。

③ 外部研修の参加

外部で実施されている研修会へ積極的に参加をする。

３．平常時の衛生管理

居宅内の環境整備、衛生管理について以下の事項を徹底する。

- （１）整理整頓を心がけ、こまめに清掃を行うこと。
- （２）使用した雑巾やモップは、こまめに洗淨、乾燥すること。
- （３）来客者が使用した椅子やテーブルは、手袋を着用し、0.5%の次亜塩素酸ナトリウム（ハイター等）で清拭後、湿式清掃して乾燥させる。またはアルコール消毒液を使用すること。

4. 訪問先での感染対策

利用者宅を訪問する際の感染対策として、以下の事項について徹底する。

- (1) 訪問前後にうがい、手洗い、手指消毒を行うこと。
- (2) 訪問宅の衛生管理状況を把握し、必要に応じて助言を行うこと。
- (3) 利用者の顔色等、体調の変化に留意すること。

5. 感染症発生時の対応

(1) 感染症の発生状況の把握

感染症や食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、以下の手順に従って報告すること。

- ① 職員の感染症や、食中毒を疑ったときは、速やかに居宅管理者に報告し、利用者と職員の症状の有無についての把握を行う。特に感染症については、濃厚接触者の状況把握に努める。
- ② 居宅管理者は、感染症の発生について職員から報告を受けた場合、居宅内の職員に必要な指示を行う。

(2) 感染拡大の防止

職員は、感染症若しくは食中毒が発生したとき、またはそれらが疑われる状況が生じたときは、感染拡大を防止するため速やかに以下の事項に従って対応すること。

- ① 発生時は、手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう、特に注意を払うこと。
- ② 感染者または感染が疑われる利用者の自宅を訪問する際には、訪問直前に使い捨ての予防着、マスク、手袋を着用すること。また、訪問後は速やかに使用した予防着等をビニール袋に入れ、車内に常備してあるアルコール消毒液で手指消毒を行うこと。
- ③ 関連施設の医師や看護職員の指示・協力を仰ぎ、必要に応じて居宅内の消毒を行うこと。
- ④ 利用者の感染が疑われる際には、速やかに関係機関に連絡を入れサービスの利用を停止すること。
- ⑤ 別に定めるマニュアル(BCP 等)に従い、個別の感染対策を実施すること。
- ⑥ 必要に応じて協力病院や保健所に相談し、技術的な応援を依頼及び指示をうけること。

(3) 関係機関との連携

感染症若しくは食中毒が発生した場合は、以下の関係機関に報告して対応を相談し、指示を仰ぐなど、緊密に連携をとること。

- ・ 協力機関の医師
- ・ 保健所
- ・ 行政

また、必要に応じて次のような情報提供も行うこと。

- ・ 職員への周知
- ・ 家族への情報提供と状況の説明

7. その他

(1) 利用予定者の感染症について

居宅は、一定の場合を除き、利用予定者が感染症や既往であっても、原則としてそれを理由にサービス提供を拒否しないこととする。

(2) 指針等の見直し

本指針及び感染症対策に関するマニュアル類等は感染症防止委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする

令和 3 年 4 月 1 日

令和 5 年 4 月 1 日

令和 5 年 8 月 1 日

株式会社 LCJ 代表取締役 石坂美峰

《 施設・事業所 》

- ・ 居宅介護支援事業所三条大宮
- ・ ヘルパーステーション三条大宮